

(別紙)

(定期監査)の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
建設部	交通政策 課	R -7	指摘事 項	令和6年度建物清掃業務委託(前潟駅舎及び駅前トイレ)において、仕様書に定める一部の業務の実施について清掃日誌に記載されておらず、業務の実施が確認できないまま完了検査を行っている事例がみられたので、適切な完了検査の実施方法について検討を求める。	措置済	原因は、仕様書の業務内容に基づき清掃日誌を作成すべきところ、類似業務委託の清掃日誌の様式を流用したため、必要な項目が漏れていたものである。加えて、現行の清掃日誌の様式では履行状況が確認しづらく、業務の実施回数が規定回数を満たしているかどうかの確認が漏れていたものである。 清掃日誌の項目漏れについては、令和6年7月分からは仕様書に基づく項目を追加した様式で確認を行っている。また、記載漏れの業務については、業者への口頭確認により履行を確認した。 今後提出される令和7年度分の清掃日誌については、担当者が内容を確認したうえで、週2回及び月1回実施する清掃の実施日を別紙にまとめ、定められた期間内に規定回数の清掃が行われているかを一目で確認できるようにする。 今後は、令和8年度に向けて、清掃日誌の様式を改め、実施の確認が確実にできるものとするほか、仕様書の業務内容に基づき清掃日誌の項目の突合を担当者・副担当者で行うなどチェック体制を強化し、再発防止に努める。
建設部	河川課	R -7	指摘事 項	大葛川外水路修繕(その3)の契約変更において、変更後の契約金額が1,000万円を超えるため市長決裁とすべきところ、副市長専決で処理していたことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、起票者が契約変更における専決区分に関する認識が不十分であったこと、決裁経由者が専決区分の誤りに気付かなかったことによるものである。 専決区分について、令和7年11月28日の課内ミーティングにおいて課員に周知を行った。 今後は、契約変更起案の都度、専決区分が適正であることを確認するとともに、決裁経由者によるダブルチェックを徹底し、再発防止に努める。

(別紙)

(定期監査)の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
建設部	河川課	R -7	指摘事 項	公用車による市外用務地への訪問に当たり、日帰り旅行命令簿の作成及び日当の支給がされていなかったことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、公用車使用者が市内旅行等の範囲を誤認していたことである。 市内旅行等の範囲について、令和7年11月28日の課内ミーティングにおいて課員に周知を行った。また、令和8年1月16日に日当の追給を行った。 今後は、適正な旅行命令の取扱いについて、年初の課内会議等の研修項目として課員に周知を行い、再発防止に努める。
都市整備部	都市計画課	R -7	指摘事 項	盛岡市駐車場の指定管理に係る基本協定の期間延長について、指定期間終了日の翌日に変更協定を締結していたことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、「指定管理者制度導入の基本的考え方と運用の手引き」に示されている「指定期間の変更」の手続きについて、課内での確認が不十分のまま執行してしまったことによるものである。 今後は、当該運用の手引きについて、毎年度係内研修等の実施で確認するとともに、人事異動による影響が生じないよう事務マニュアルを作成・改訂し、今後の指定手続きにおいても適正な事務が可能となる対策を構ずることにより、再発防止に努める。
都市整備部	公園みどり課	R --7	指摘事 項	高松多目的広場の指定管理に係る基本協定において、市長の承認を得て指定管理者が定めることとなっている利用料金の承認手続きが行われていないことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、受注者及び担当職員ともに再指定手続き後の利用料金の承認について認識が不足していたことによるものである。 指定管理者に利用料金の承認が必要であったことを伝え、令和8年1月中に承認手続きを行うこととしている。 今後は受注者及び担当職員による基本協定、年度協定及び仕様書の相互チェックを行う機会を設けることにより、再発防止に努める。

(別紙)

(定期監査)の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
玉山総合 事務所	産業振興 課	R -7	指摘事 項	1 盛岡市サクラパーク姫神の指定管理運営において、盛岡市農山村地域公園条例で提出が定められている事業報告書が、指定管理者から市へ提出されていないため、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、指定管理者である法人の総会資料等が事業報告書に相当するといった認識のまま、前例踏襲で取り扱っていたことに加え、法人の総会資料等を課内で供覧せず組織のチェック機能が働かなかったことによるものである。 令和7年度分から事業報告書を提出するよう、指定管理者に指示を行った。 今後は、条例及び指定管理に係る基本協定書並びに年度協定書で定める提出書類のリストを作成し、リストをもとに提出状況の確認を行うことで再発防止に努める。
玉山総合 事務所	産業振興 課	R -7	指摘事 項	2 岩洞体験農園水源水質調査業務委託及び姫神地区振興センター水源水質調査業務委託において、市の承諾を得ずに第三者に業務の一部を実施させていたことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、契約約定の理解不足及び受託業者に対する市の指導の不徹底によるものである。 指摘のあった第三者委託の承認については、契約約定において市の承認が必要な行為となることを課内研修を行い、周知を図った。 今後は、契約締結時に受託業者に対し、仕様書及び約定において市の承認が必要な行為の説明を行い、あらかじめ第三者委託の予定を確認することで手続漏れを防止し適正な事務の執行に努める。
玉山総合 事務所	産業振興 課	R -7	指摘事 項	3 観光施設緑地管理業務委託の実施に当たり、特定の随意契約に係る公表の手続きが一部行われていなかったことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、財務規則の認識不足により、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する特定の随意契約における公表手続きが欠落していたものである。 当該委託契約については、特定の随意契約によらず、随意契約理由を第1号とするべきものであったことから、令和7年度より随意契約理由を第1号で実施するとともに、「契約検査事務の手引き」を基に随意契約に関する事務手続きについて課内研修を行い、周知を図った。 今後は、随意契約の実施にあたって、適切な条項を適用し、適正な事務の執行に努める。

(別紙)

(定期監査)の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
玉山総合 事務所	産業振興 課	R -7	指摘事 項	4 盛岡市日本短角種振興事業費補助金において、補助 事業完了報告書に添えて提出させるべき「経費に係る領 収書等の写し」を徴していないこと、及び収支精算書に 記載された事業の実態と盛岡市日本短角種振興事業費 補助金交付要領第3(補助金の対象及び補助率等)の規 定とに齟齬が生じているので、是正されたい。	措置済	経費に係る書類不備の原因は、前例踏襲により事務 を執行し、事業報告内容の審査が形骸化していたこと によるものである。また、事業実態と交付要領の規定と の齟齬の原因は、令和2年度の補助金交付要領見直し 時に市が補助対象事業者(新岩手農協)の行う事業内 容を十分に精査せず補助金交付要領を制定したことよ るものである。 補助金執行の適正な事務処理を行うため、課内研修 を実施し、盛岡市補助金交付規則及び盛岡市補助金 交付に関する指針に基づく事務手続きについて職員に 周知し、補助事業の履行確認作業の徹底を図ったとこ ろであり、今後も定期的に課内研修を実施し、適正な 事務処理の執行に努める。また、補助事業における補助 対象事業者の役割を整理し、補助金交付要領を見直 すこととし、適正な事務の執行に努める。
玉山総合 事務所	産業振興 課	R -7	指摘事 項	5 盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコートの指定管理に 係る利用料金の承認について、部長等の専決とすべきと ころ、課長専決で処理している事例が見られたため、適 正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、市長内部部局専決及び代決に関する規程の 理解不足、及び前例踏襲により事務を執行していたこと によるものである。 指摘のあった事務誤りについては、「市長内部部局専 決及び代決に関する規程」に基づく決裁区分について 課内研修を行い周知を行った。 今後は、同様の起案の都度、専決区分が適正である ことを確認するとともに、決裁経路者によるダブルチェッ クを徹底し、再発防止に努める。
玉山総合 事務所	勤労者研 修セン ター	R -7	指摘事 項	1 渋民勤労者研修センターの使用許可に当たり、申請書 の2枚目を見落とし、集計を誤り、使用料を少なく徴収し ている事例が見られたことから、適正な事務の執行を求 める。	措置済	原因は、現金収納時に申請書が2枚あることを失念し たことによるものである。 今回発生した事案については、令和8年1月中に対象 者へ連絡をし、2月末までに不足分を納付してもらう予 定である。 今後は、現金を収納する際に、手続きを行っている担 当者以外の職員が再度申請書の金額と受領した金額 の確認を行うこととし、再発防止に努める。